

喜多方市木造住宅耐震診断者派遣事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この事務取扱要領は、喜多方市木造住宅耐震診断者派遣事業(以下「事業」という。)の実施にあたり、喜多方市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第15条の規定に基づき必要な事項を定めようとするものである。

(重点区域等)

第2条 事業の実施にあたり、喜多方市が重点的に事業を推進すべき区域等については、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 喜多方市地域防災計画及び喜多方市耐震改修促進計画に位置付けのある緊急輸送路、避難路の沿道の区域(重点的に耐震化すべき区域)
- (2) 通学路等の沿道の区域
- (3) 住宅耐震化について普及活動を積極的に実施している区域
- (4) 老朽木造住宅が密集している区域
- (5) 60歳以上の高齢者又は障がい者、未就学児童等災害発生時において災害弱者になりやすい人が居住する住宅
- (6) 耐震化普及啓発事業に出席するなど、耐震化に関する相談等を行ったことのある人が居住する住宅

(その他)

第3条 この事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

この要領は、平成25年6月1日から施行する。